

香取広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例

平成28年2月26日

条例第1号

改正 平成28年7月8日条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、香取広域市町村圏事務組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 香取広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）は、法に基づく審査請求がされたとき（法第43条第1項の規定により審理員意見書を諮問しなければならない場合に限る。）は、法第81条第2項の規定により、審査会を置く。

2 審査会は、その審査請求に係る調査審議が終了した時は、廃止されるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員は、第2条第2項の規定により審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 委員は、在任中、政党その他の政治的な団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

5 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(手数料の額)

第7条 法第38条第4項、第78条第4項及びこれらの規定を準用する法令の規定による書類の写し等の交付を受ける手数料は、別表に定めるとおりとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第9条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月8日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香取広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

別表 (第7条)

| 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 | |
|---|---|--|
| 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項、第78条第4項及びこれらの規定を準用する法令の規定による書類の写し等の交付 | (1) 複写機による複写（A3版以下に限る。）の交付 1枚につき 10円 | |
| | (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの（A3版以下に限る。）の交付 1枚につき 10円 | |